

行政情報

# 建設業法における技術者制度と解体工事業

国土交通省 土地・建設産業局建設業課

平成 26 年 6 月 4 日に建設業法の一部を改正する法律が公布され、業種区分として「解体工事業」が新設された。この結果、解体工事を施工するにふさわしい技術者の配置が求められることとなった。本稿では、建設業法における技術者制度と解体工事技術者資格の状況について紹介することとする。

キーワード：建設業法、監理技術者、技術者要件、経過措置、解体工事業、とび・土工工事業、土木施工管理技士、建築施工管理技士

## 1. はじめに

建設業については、一品受注生産であるためあらかじめ品質を確認できないこと、不適正な施工があったとしても完全に修復するのが困難であること、完成後には瑕疵の有無を確認することが困難であること、長期間、不特定多数に使用されること等の建設生産物の特性に加え、その施工については、総合組立生産であるため施工体制に係る全ての下請負人を含めた多数の者による様々な工程を総合的にマネジメントする必要があること、現地屋外生産であることから工程が天候に左右されやすいこと等の特性があることから、建

設業者の施工能力が特に重要となる。

一方、建設業者は、良質な社会資本を整備するという社会的使命を担っていると同時に、発注者は、建設業者の施工能力等を拠り所に信頼できる建設業者を選定して建設工事の施工を託している。そのため、建設業者がその技術力を発揮して、建設工事の適正かつ生産性の高い施工が確保されることが極めて重要である。特に現場においては、建設業者が組織として有する技術力と技術者が個人として有する技術力が相俟って発揮されることによりはじめてこうした責任を果たすことができ、この点で技術者の果たすべき役割は大きく、建設業者は、適切な資格、経験等を有する技術

- 建設業は、建設生産物の特性及び施工の特性を踏まえ、建設業者の施工能力が特に重要。
- 建設業者が組織として有する技術力と技術者が個人として有する技術力が相俟って発揮されることにより、適正かつ生産性の高い施工が確保される。
- このためには、高い技術力を有する技術者を工事現場毎に配置することが必要。

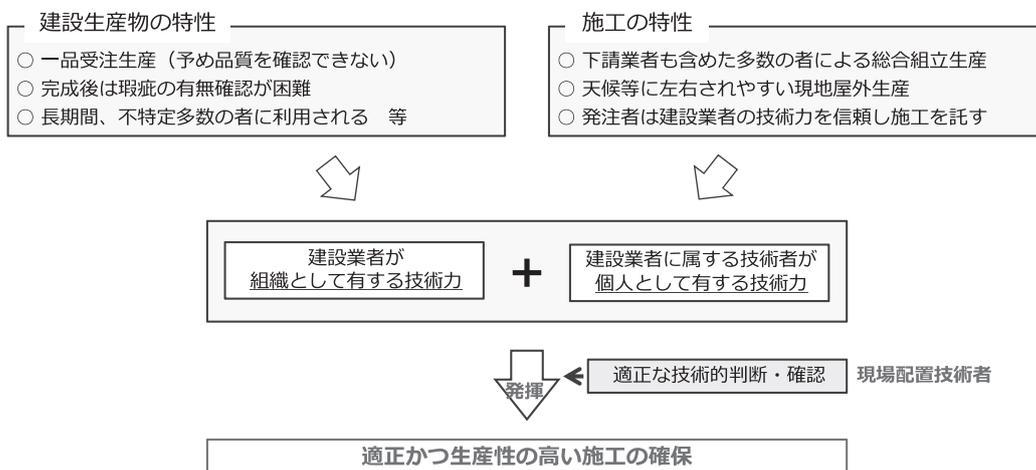


図-1 建設業における技術者の意義

者を工事現場に設置することにより、その技術力を十分に発揮し、施工の技術上の管理を適正に行わなければならない(図一1)。

## 2. 建設業法における技術者制度について

### (1) 主任技術者・監理技術者の設置

建設業の許可を受けている建設業者は、請け負った工事を施工する場合には、請負金額の大小にかかわらず、工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる者として主任技術者を、元請で下請契約の請負金額の合計が一定以上の場合には監理技術者を、設置しなければならない。

また、当該工事が土木一式工事又は建築一式工事であり、専門工事を含む場合は一式工事の主任技術者や監理技術者と別に専門工事について、主任技術者の資格を持つ専門技術者を設置しなければならない(図一2)。

なお、これらの技術者は建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要とされ、いわゆる在籍出向者等は認めていない。その理由は、建設業者が組織として有する能力と現場技術者の個人として有する能力が相まって発揮されることにより、はじめて発注者に託された責任を果たすことができるからである。

主任技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、建設工事の施工にあたり、その施工計画を作成し、具体的な工事の工程管理や工事目的物、工事仮設物、工事用資材等の品質管理その他の技術上の指導監督の職務を行う。監理技術者は、このような

職務に加えて下請人を適切に指導監督するという総合的な企画、指導等の職務が特に重視されており複雑化する工事管理と、建設業全体の健全な発達に対して果たす役割も期待されている。

主任技術者及び監理技術者の要件は総合2業種、専門27業種の合計29業種ごとに異なり、建設業法に基づく技術検定、他法令に基づくその他の国家資格や実務経験年数等によって認めている(図一3)。

### (2) 監理技術者の専任

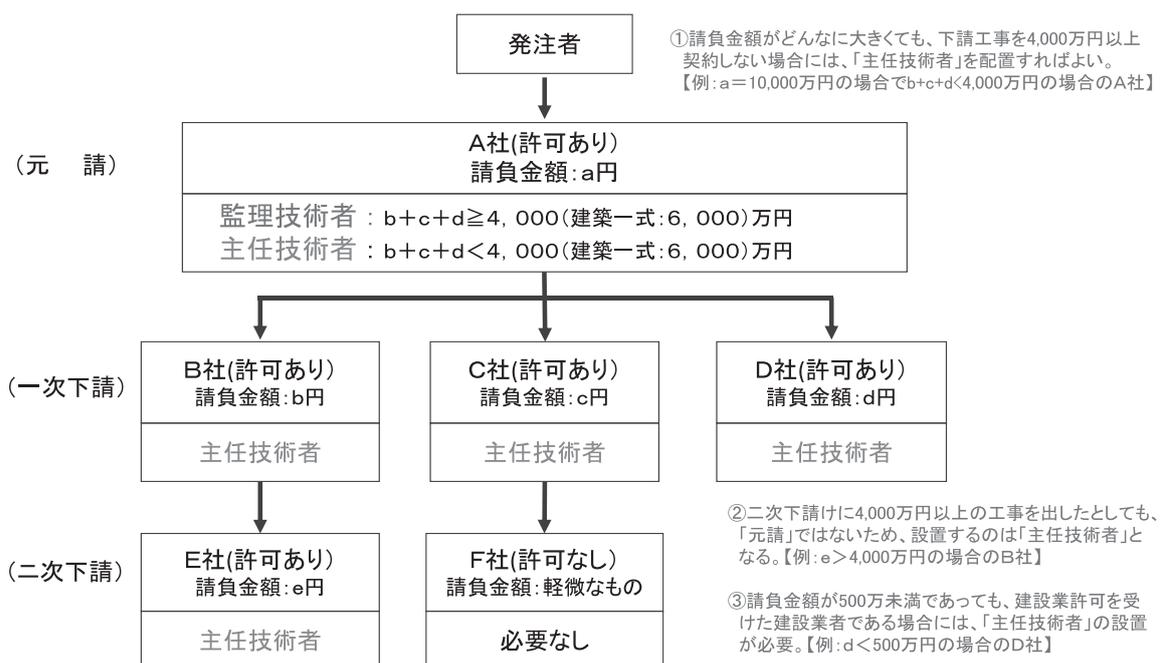
建設業者が建設工事の現場に設置しなければならない主任技術者又は監理技術者は、当該工事が公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な工事で、請負金額が一定以上の場合には、より適正な施工の確保が求められるため工事現場ごとに専任の者でなければならない。

この「専任」とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることであり、必ずしも常駐を必要とするものではないが、前提条件として、必要な資格を有する代理の技術者の配置等により適切な施工ができる体制の確保が必要である。

また、専任で配置する期間は、契約工期が基本となるが専任を要しない期間もある(図一4、5)。

### (3) 監理(主任)技術者と現場代理人について

現場代理人は、現場における請負人の任務の代行をする者のことをいい、施工の技術上の管理をつかさど



図一2 監理技術者及び主任技術者の設置(例)

		土木一式	建築一式	大工	左官	とび・土工	石	屋根	電気	管	タテ入れ窓 ユニット	鋼構造物	鉄筋	ほ装	しゅんせつ	板金	ガラス	塗装	防水	内装仕上	機器具設置	熱絶縁	電気通信	造園	さく井	建具	水道施設	消防施設	清掃施設	解体		
建設業法	技術検定	建設機械1級																														
		建設機械2級																														
		土木1級																														
		土木2級																														
		建築1級																														
		建築2級																														
		電気工事1級																														
		電気工事2級																														
		管工事1級																														
		管工事2級																														
		電気通信工事1級																														
		電気通信工事2級																														
造園1級																																
造園2級																																
地すべり防止工事士						1																										
1級計装士									1	1																						
解体工事施工士(※)																																
基礎施工士(※)																																
登録基幹技能者◎																																
技術士法◎	技術士																															
建築士法	建築士1級																															
	建築士2級																															
電気工事士法	建築設備士								1	1																						
	第1種電気工事士																															
電気事業法	第2種電気工事士								3																							
	電気主任技術者								5																							
電気通信事業法	電気通信主任技術者																						5									
水道法	給水装置工事主任技術者									1																						
消防法	消防設備士																															
職業能力開発促進法◎	技能検定																															
	1級			3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
建設業法	2級			3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
	実主任技術者であり、元請4,500万円以上指導監督2年以上、経大卒(指)3年以上、高卒(指)5年以上、その他10年以上																															

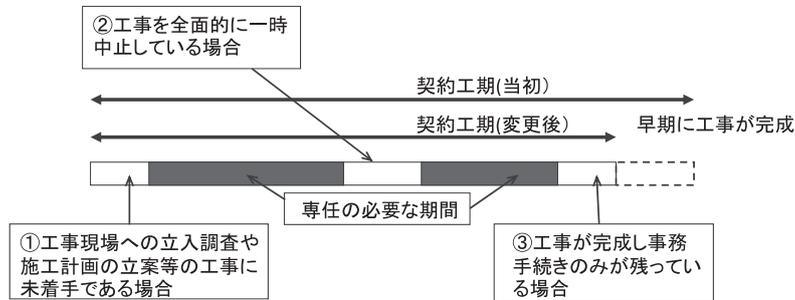
凡例 ■ 監理技術者・主任技術者資格 □ 主任技術者資格(数字は、資格取得後、必要な実務経験年数) □ 指定建設業 ◎は業種に対応した細かな資格の種別、部門、職種、科目が設定されている ※H27年度までの合格者及び技術士は、実務経験1年又は登録講習の受講が必要

図一三 監理技術者、主任技術者の要件(概要)

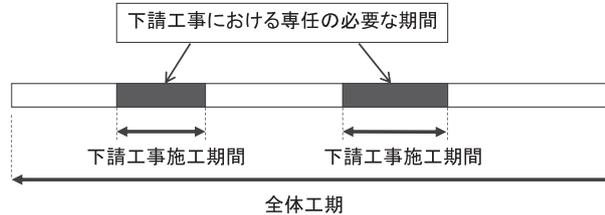
○専任で設置するべき期間

発注者から直接請け負った建設業者が、監理技術者等を専任で配置すべき期間は契約工期が基本であるが、以下の場合については、発注者と建設業者の間で書面により明確になっている場合は専任を要しない。

(元請)



(下請)



図一四 監理技術者等の専任について

る主任技術者や監理技術者とは、概念的に全く別のものである。

建設業法では、監理(主任)技術者を置くことを義務づけているが、現場代理人の選任は義務づけておらず、選任した場合においてはその権限等について発注者に書面により通知することを義務づけている。なお、現場代理人と監理(主任)技術者は兼任すること

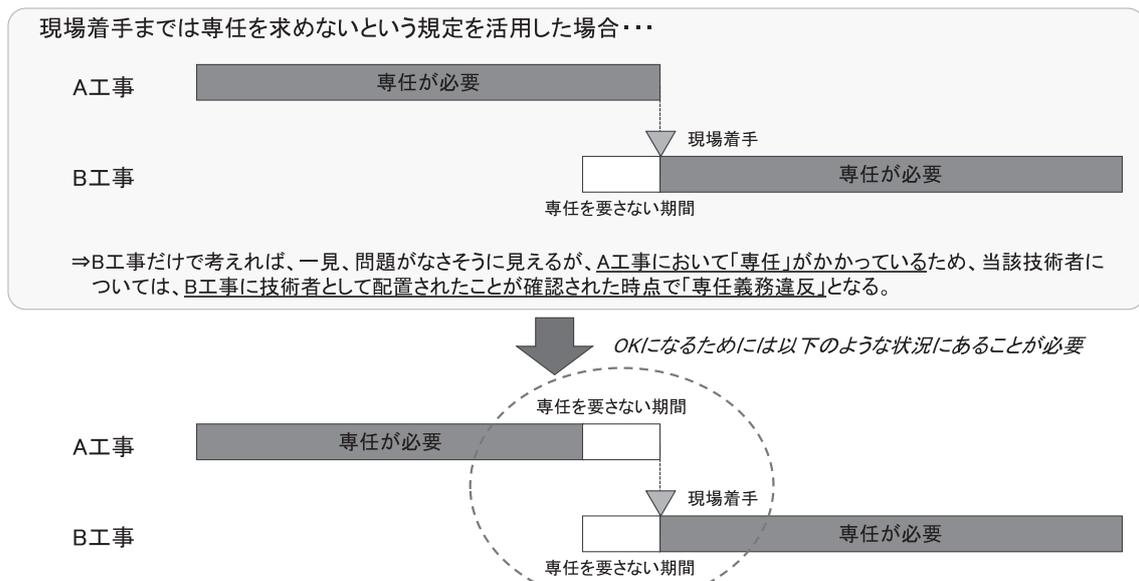
ができる(図一六)。

3. 解体工事業の新設について

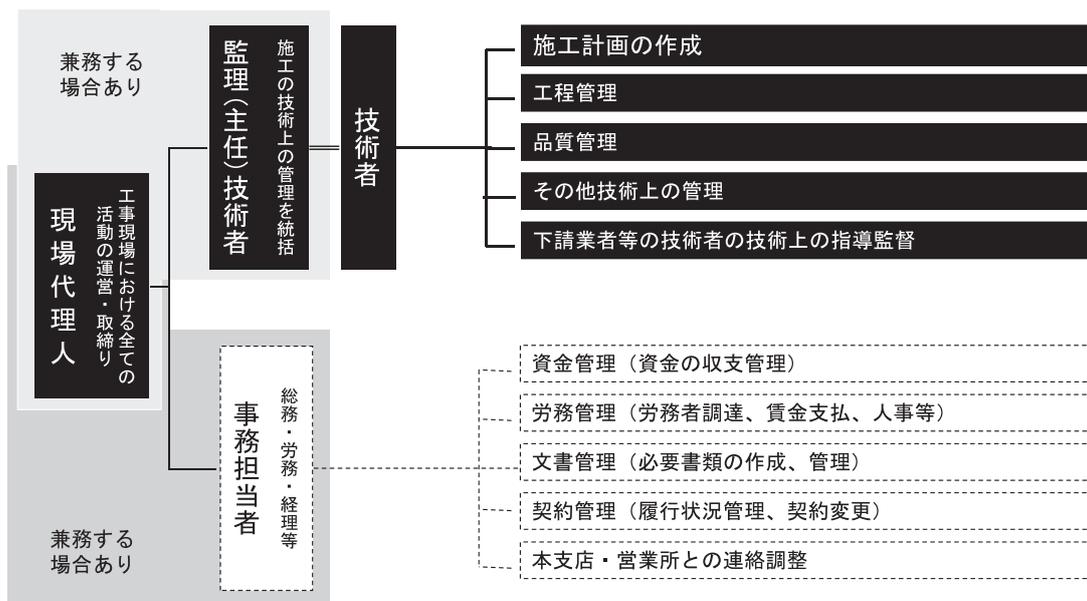
(1) 新設の背景

我が国では、高度経済成長期以降に建設された数多くの建築物等が今後、更新時期を迎えることとなり、

○注意すべき事項（よく問い合わせを受けるケース）



図一5 監理技術者等の専任について



※建設業法では、監理（主任）技術者の配置を義務付けているが、現場代理人の選任は義務付けていない。  
※現場代理人を選任した場合に、その権限等について発注者へ通知することを義務付けているにすぎない。

図一6 監理（主任）技術者と現場代理人の役割

解体工事の工事量の増大が見込まれている。

一方で、解体工事については市民を巻き込むような重大な事故の発生に加えて、解体工事の実施に際してはアスベスト対策、騒音振動等の周辺環境への配慮、建設廃棄物の適正な処理等の課題への対応が求められていたところである。

これらの社会的背景から解体工事においても施工能力を有する建設業者への発注、疎漏工事と公衆災害の防止、専門工事業の地位安定と技術向上が必要とされ

ており、建設業の許可に係る業種区分を見直し、とび・土工工事業から分離するかたちで、解体工事業を新設した。平成28年の運用開始以降、平成31年3月末時点で約4万3千を超える業者が許可を受けている。

(2) 解体工事業の技術者要件

改正前に、とび・土工工事業が施工していた工作物の解体を行う工事は、解体工事業が施工することとなる。なお、それぞれの専門工事において建設される目

物的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当すること、総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、土木一式工事や建築一式工事に該当することとしている。

このため、解体工事の技術者要件は実務経験を満たす者に加え、とび・土工工事業に規定されている資格である土木施工管理技士、建築施工管理技士、とび技能士、若しくは登録解体工事試験に合格したものである（図一7）。

(3) とび・土工工事業の経過措置

本改正に伴う経過措置として、令和元年5月末日までは、とび・土工工事業の“許可業者”は改正前どおり解体工事を実施できることとしていたが、この経過措置期間以降は新たに解体工事業の許可を受けなければ解体工事は実施できない。

また、とび・土工工事業の“技術者”に対しては、令和3年3月末日までの期間を経過措置期間としており、この期間中に限っては解体工事業の技術者とみなす（図一8）。

**● 監理技術者の資格等**  
次のいずれかの資格等を有する者

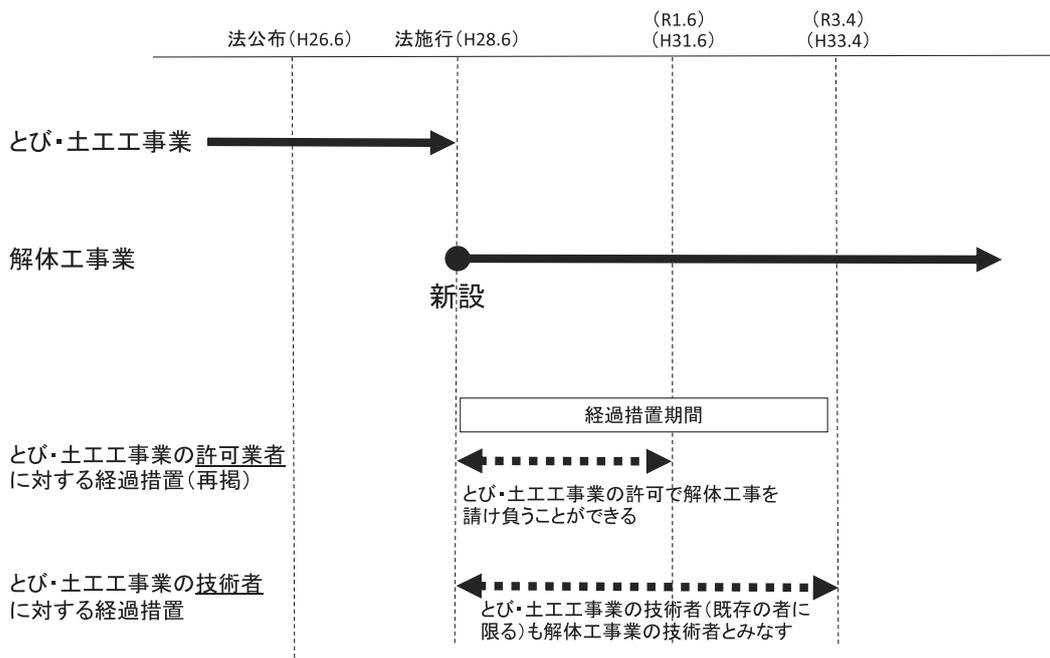
- ・1級土木施工管理技士<sup>※1</sup>
- ・1級建築施工管理技士<sup>※1</sup>
- ・技術士(建設部門又は総合技術監理部門(建設))<sup>※2</sup>
- ・主任技術者としての要件を満たす者のうち、元請として4,500万円以上の解体工事に関し2年以上の指導監督的な実務経験を有する者

**● 主任技術者の資格等**  
次のいずれかの資格等を有する者

- ・監理技術者の資格のいずれか
- ・2級土木施工管理技士(土木)<sup>※1</sup>
- ・2級建築施工管理技士(建築又は躯体)<sup>※1</sup>
- ・とび技能士(1級)
- ・とび技能士(2級)合格後、解体工事に関し3年以上の実務経験を有する者
- ・登録解体工事試験
- ・大卒(指定学科)3年以上、高卒(指定学科)5年以上、その他10年以上の実務経験
- ・土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
- ・建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
- ・とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者

※1 平成27年度までの合格者に対しては、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。  
 ※2 当面の間、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。

図一7 解体工事業の技術者要件



図一8 とび・土工工事業の経過措置について

それ以降, 解体工事業の“技術者”となるためには, 解体工事に関する実務経験のない土木施工管理技士, 建築施工管理技士については, 令和3年3月までに登録解体工事講習の受講が必要となる。

なお登録解体工講習の実施機関については, 表—1のとおりである。

表—1

登録番号	機関の名称	事務所の所在地	電話番号
1	公益社団法人全国解体工事業団体連合会	東京都中央区八丁堀 4-1-3	03-3555-2196
2	一般財団法人全国建設研修センター	東京都小平市喜平町 2-1-2	042-321-1634

#### 4. おわりに

本稿では, 建設業法における技術者制度をおさらいするとともに解体工事業の新設と技術者要件について, 紹介した。

今後老朽化した建築物や超高層ビル等複雑な建築物の解体工事の増加が見込まれ, 安全安心に向けた取り組みが求められている。

建設業者においては, 建設業法をはじめ関係法令を遵守し, より一層の適切な安全管理や施工監理と, 建設工事の適正な施工確保を引き続き徹底するようお願いしたい。

JICMA

